

各 位

会社名 マックスバリュ東海株式会社 代表者名 代表取締役社長 兼 神尾啓治 社長執行役員 (コード番号:8198 東証スタンダード市場) 問合せ先 執行役員経営管理本部長 齋藤 論

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 14 日開催の取締役会において、2022 年 5 月 24 日開催予定の第 60 期定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2019 年会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められ、振替株式発行会社 (上場会社)には、その施行日である 2022 年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報 についての電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。 これに伴い、当社定款の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 5 月 24 日 定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 24 日

3. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示	(削除)
とみなし提供)	
第 15 条	
当会社は、株主総会の招集に際し株主参考	
書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類	
に記載または表示をすべき事項に係る情報	
を、法務省令で定めるところに従いインター	
ネットを利用する方法で表示することによ	
り、株主に対して提供したものとみなすこと	
ができる。	
(新設)	(電子提供措置等)
	第 15 条
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、電
	子提供措置をとるものとする。
	<u> </u>
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう
	ち法務省令で定めるものの全部または一部に
	ついて、議決権の基準日までに書面交付請求
	した株主に対して交付する書面に記載しない
	ことができる。
(新設)	(附則)
	1. 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等の
	インターネット開示とみなし提供)の削除及
	び変更案第15条(電子提供措置等)の新設
	は、会社法の一部を改正する法律(令和元年
	法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定す
	る改正規定の施行の日である2022年9月1日
	(以下「施行日」という)から効力を生ずる
	ものとする。
	 2.前項の規定にかかわらず、施行日から6
	ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会
	については、現行定款第15条はなお効力を有
	する。
	/ °♥ 0
	 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した
	日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経
	日または前頃の休主総云の日がら3ヶ月を経 過した日のいずれか遅い日後に、これを削除
	する。